

農業共済事業事務費負担金

【38,425(38,525)百万円】

対策のポイント

農業災害対策として国が行う農業共済事業の事務処理が迅速、適正かつ円滑に実施され、かつ、農業者負担の軽減が図られるよう、その実務を担う農業共済団体に所要の事務費負担金を交付します。

<背景/課題>

- ・我が国の農業は、風水害、冷害等種々の農業災害にしばしば見舞われ、広い地域にわたり甚大な被害を受けやすいという宿命を有しています。
- ・このため、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填して農業経営の安定を図り、国民に対して食料を安定的に供給することは国の重大な責務です。
- ・農業共済事業は、農業災害対策として国が行う事業ですが、その実務は農業共済団体が担っています。

政策目標

共済金の早期支払いを通じた被災農業者の経営の安定を確保

<主な内容>

農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費、庁費等）を負担します。

負担率：定額
事業実施主体：農業共済団体

[お問い合わせ先：経営局保険監理官（03-3591-5009）]